

議案第46号

さぬき市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例  
の制定について

さぬき市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年9月2日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、産業の振興により本市の過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第3条第1項の規定により法第2条第1項に規定する過疎地域とみなされる区域をいう。）の発展を図るため、法第8条第1項の規定により市が定める同項の過疎地域持続的発展市町村計画（以下「市計画」という。）に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域（以下「市産業振興促進区域」という。）内において振興すべき業種の事業の用に供する設備の取得等をした者に対し、固定資産税の課税免除を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「振興すべき業種の事業」とは、市産業振興促進区域内において振興すべき業種として市計画に定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）に係る事業で、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業に該当するものをいう。

2 この条例において「取得等」とは、法第23条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をいう。

(課税免除の要件等)

第3条 市長は、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、市産業振興促進区域内において、振興すべき業種の事業の用に供する設備で租税特別措置法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の適用を受けるものであつて、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額以上のもの（以下「対象設備」という。）の取得等をした者について、当該対象設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。以下「対象設備である家屋等」という。）に対して課する固定資産税について課税免除をすることができる。

(1) 製造業又は旅館業 500万円（資本金の額等が5,000万円超1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億

円超である法人が行うものにあつては2,000万円とする。)

(2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

2 前項の規定による課税免除の期間は、新たに固定資産税が課されることとなつた年度から3箇年度とする。

(課税免除の申請)

第4条 前条第1項の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする者は、課税免除を受けようとする各年度の初日の属する年の1月31日までに、市長に申請をしなければならない。

(課税免除措置の承継)

第5条 第3条第1項の規定にかかわらず、対象設備である家屋等をその用に供して行う事業が承継された場合において、当該対象設備である家屋等が引き続き当該事業の用に供されているときは、当該対象設備である家屋等に対して課する固定資産税の課税免除の措置は、その承継人に対して行うことができる。

2 前項の規定により事業の承継人が引き続き課税免除を受けようとするときは、市長に対し、事業を承継する旨の届出及び課税免除の申請をしなければならない。

3 第1項の規定により事業が承継された場合に係る課税免除の期間は、事業の譲渡人に対する課税免除の期間の残存期間とする。この場合において、第3条第2項に規定する課税免除の期間は、通算する。

(課税免除の取消し等)

第6条 この条例の規定により固定資産税の課税免除を受けた者は、その理由が消滅した場合は、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつた場合のほか、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、課税免除の措置を取り消すものとする。

(1) 対象設備である家屋等をその用に供して行う事業が廃止され、若しくは休止されたとき又は休止の状況にあると認められるとき。

(2) 課税免除の申請に不正な行為があつたとき。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第47号

さぬき市個人情報保護条例及びさぬき市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

さぬき市個人情報保護条例及びさぬき市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年9月2日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市個人情報保護条例及びさぬき市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(さぬき市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 さぬき市個人情報保護条例（平成17年さぬき市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第34条第2号中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

(さぬき市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 さぬき市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年さぬき市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第48号

さぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びさぬき市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

さぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びさぬき市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年9月2日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びさぬき市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(さぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 さぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年さぬき市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項及び第4項中「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」を削る。

第12条中「及び介護時間」を「、介護時間及び不妊治療休暇」に改める。

第16条の2第3項を次のように改める。

3 前条第3項の規定は、介護時間について準用する。

第16条の2の次に次の1条を加える。

(不妊治療休暇)

第16条の3 不妊治療休暇は、規則で定める職員が不妊治療を受けるため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 不妊治療休暇の期間は、規則で定める期間を除いて通算して12月を超えない範囲内において、必要と認められる期間とする。

3 第16条第3項の規定は、不妊治療休暇について準用する。

第17条（見出しを含む。）中「及び介護時間」を「、介護時間及び不妊治療休暇」に改める。

(さぬき市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 さぬき市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成22年さぬき市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項を次のように改める。

2 職員が次の各号に掲げる休業又は休暇（それぞれ当該各号に掲げる内容とする。）の承認を受けて勤務しない場合は、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(1) 部分休業 職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。）を養育するため、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。

(2) 修学部分休業 職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において管理者が定める期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。

(3) 介護休暇 職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理

者が定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この号及び次号において同じ。)の介護をするため、管理者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して12月(地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員にあっては、管理者が定める期間)(ただし、管理者が特に必要と認める場合は、36月とする。)を超えない範囲内で指定する期間(次号において「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。

- (4) 介護時間 職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。
- (5) 不妊治療休暇 管理者が定める職員が不妊治療を受けるため、管理者が定める期間を除いて通算して12月を超えない範囲内において、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。

#### 附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。



議案第49号

さぬき市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める  
条例の一部改正について

さぬき市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を  
別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9  
6条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年9月2日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

さぬき市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成24年さぬき市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条の表乙種区域の項中

造田是弘 字東下所	302、303-1、303-2、 304-1～304-6
--------------	---------------------------------

を

造田是弘 字東下所	302、303-1、303-2、 304-1～304-6
造田是弘 字西下所	109-1

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第50号

さぬき市過疎地域持続的発展計画について

さぬき市過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）を別冊のとおり策定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年9月2日提出

さぬき市長 大山茂樹

# さぬき市過疎地域持続的発展計画（案）

（令和3年度～令和7年度）



香川県 さぬき市

# 目 次

はじめに	1
1 基本的な事項	2
(1) さぬき市の概況	
(2) 人口及び産業の推移と動向	
(3) 行財政の状況	
(4) 地域の持続的発展の基本方針	
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	
(7) 計画期間	
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	15
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
3 産業の振興	17
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 産業振興促進事項	
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	
4 地域における情報化	24
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
5 交通施設の整備、交通手段の確保	26
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	

6	生活環境の整備	29
	(1) 現況と問題点	
	(2) その対策	
	(3) 計画	
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	34
	(1) 現況と問題点	
	(2) その対策	
	(3) 計画	
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
8	医療の確保	39
	(1) 現況と問題点	
	(2) その対策	
	(3) 計画	
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
9	教育の振興	41
	(1) 現況と問題点	
	(2) その対策	
	(3) 計画	
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
10	集落の整備	45
	(1) 現況と問題点	
	(2) その対策	
	(3) 計画	
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
11	地域文化の振興等	47
	(1) 現況と問題点	
	(2) その対策	
	(3) 計画	
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
12	再生可能エネルギーの利用の推進	49
	(1) 現況と問題点	
	(2) その対策	
	(3) 計画	
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	

1 3	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	・ ・ ・ ・ ・	5 0
(1)	現況と問題点		
(2)	その対策		
(3)	計画		
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合		

## はじめに

さぬき市は、平成14年4月1日に香川県大川郡の津田町・大川町・志度町・寒川町及び長尾町の旧5町が合併し、市制施行により誕生した。このうち、旧津田町と旧大川町については、合併後の急激な人口減少に加え、高齢化の進展により、令和3年4月1日施行の「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づく過疎地域の要件を満たすこととなったため、新たに過疎地域（特定期間合併市町村に係る一部過疎）に指定された。

これを受け、他の地域と比較して、地域社会の活力低下が懸念される旧津田町及び旧大川町の区域において、総合的かつ計画的な対策を実施し、地域の持続的発展を図るため、「さぬき市過疎地域持続的発展計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

なお、さぬき市における過疎対象地域は以下に示すとおりであり、「香川県過疎地域持続的発展方針」において示されているそれぞれの地域名については、本計画画において次のように表現する。

旧津田町地域・・・津田地区

旧大川町地域・・・大川地区

過疎対象区域





# 1 基本的な事項

## (1) さぬき市の概況

### ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

#### ○自然的条件

本市は、香川県の東部に位置する東西約11.1km、南北約21.8km、面積158.63km<sup>2</sup>の地域であり、北は風光明媚な瀬戸内海国立公園に面し、中央部に大小のため池が美しい田園風景を形成しているほか、南は緑豊かな讃岐山脈の山間部にあるなど、海と山に囲まれた豊かな自然環境に恵まれている。

津田地区は北と東が瀬戸内海に面し、津田湾を囲むようにL字型の区域をなしており、東西5.9km、南北8.2km、面積は13.72km<sup>2</sup>である。また、大川地区は本市と隣接する東かがわ市により構成する大川圏域のほぼ中央に位置しており、東西6.8km、南北8.4km、面積は34.54km<sup>2</sup>である。

なお、本市の気候は温暖で穏やかな瀬戸内式気候であり、年間を通じて晴天の日が多く、降水量が少ない。

#### ○歴史的条件

津田地区は、昭和31年の津田町、鶴羽村の合併により津田町となった。また、大川地区は、昭和30年の松尾村、富田村の合併により大川村となった後、昭和36年9月1日の町制施行により、大川町となった。

その後、平成14年4月1日、津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町の5町の合併により、さぬき市となり、現在に至っている。

#### ○社会的、経済的条件

本市は、県庁所在地である高松市中心部まで約15km、岡山市・徳島市は50km圏内に、大阪市・広島市は150km圏内に位置している。

津田地区においては、国道11号、JR高徳線及び高松自動車道が本地区の東西をほぼ平行して走っており、高松市へのアクセスが良好である。また、大川地区においては、平成5年に開通した主要地方道である県道10号高松長尾大内線が東西に走っており、本道路が東讃地域の交通要路となっている。

平成27年の国勢調査によると、本市の就業者数は23,235人で、産業別構成比は第1次産業7.8%、第2次産業27.0%、第3次産業63.8%となっている。このうち、津田地区における就業者数は2,839人で、その構成比は第1次産業7.6%、第2次産業29.2%、第3次産業62.4%と、さぬき市全体と類似した構成比となっている一方、大川地区における就業者数2,643人の構成比は第1次産業11.1%、第2次産業29.1%、第3次産業59.2%と、第1次産業（農業、林

業)への就業者の割合が高くなっている。

## イ 過疎の状況

国勢調査によると、津田地区及び大川地区の人口は、昭和60年以降、一貫して減少し続けており、近年人口減少傾向が顕著になっている。

両地区では平成14年の合併以前より、道路網の整備のほか、下水道、農業基盤、漁港の整備など、生活水準の維持向上を図るための取組を積極的に進めてきており、合併後においても、合併特例債等を活用し、更なる魅力あるまちづくりに向けた施設整備等を進めてきた。しかしながら、人口減少の進行に歯止めをかけるには至らず、令和3年4月1日施行の「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、新たに過疎地域(特定期間合併市町村に係る一部過疎)に指定されることとなった。

本市では、急激な人口減少に危機感を抱く若手職員が中心となり、平成24年度に人口減少対策のための職員政策研究を実施した。当該研究によると、本市の人口減少の主な要因として、平成16年の香川県都市計画の見直しによる、都市計画区域線引き区分廃止に伴う高松市郊外での宅地開発の増加や平成17年の県立津田病院(平成18年度末に廃止)産婦人科の休診、平成20年のリーマンショックによる勤労世代の市外への流出拡大など、複数の社会情勢の変化が挙げられている。また、同時期に行った転出者に対するアンケート調査結果では、20代・30代で最も多い転出理由は「結婚」によるもので、その転出先は「県内他市町」であることが明らかとなった。

そうした状況を踏まえ、平成27年10月に策定した「さぬき市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、人口減少対策を優先的かつ重点的に実施すべき重点プロジェクトに掲げ、種々の定住促進施策に取り組むことで、若者が「住みよい・住み続けたいまち」と思える地域を目指すこととしている。

## ウ 社会経済的発展の方向性

平成14年の合併に当たり策定した新市建設計画では、津田地区を「臨海・漁業資源を活かした健康・癒し関連の観光・レクリエーション・交流拠点」として、大川地区を「みろく自然公園を活かしたアウトドアレジャー・自然体験学習型観光・レクリエーション・交流拠点」としてそれぞれ機能強化することで、本市の魅力向上につなげることでとされている。

当該計画に基づき、津田地区では県下有数の海水浴場である津田の松原海水浴場を活かしたマリナクティビティのほか、地引網体験やイルカとのふれあい体験といった、特色ある体験型観光による観光客誘致に向けた取組が展開されている。

一方、大川地区では、アウトドア志向の高まりにより近年注目を浴びているさぬき市自然休養村の再整備の一環として、平成28年度に地方創生

拠点整備交付金を活用した同施設内キャンプ場の改築及び宿泊施設の改修を行うなど、新たな観光客誘致に向けた取組を強化している。

また、貴重な歴史資料として全国の研究者からも注目されている津田地区沿岸部の津田古墳群が、平成25年に国史跡に指定され、四国最大級の前方後円墳として平成5年に国史跡に指定された大川地区の富田茶臼山古墳とともに「古墳のテーマパーク」として近年脚光を浴びている。

今後、両地区の地域資源をつなぎ合わせた新たな観光コンテンツの造成などにより、更なる交流人口の増加や雇用の場の確保、地域経済の活性化を図っていく必要がある。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

### ア 人口の推移と動向

津田地区の昭和31年の町村合併時における人口は10,540人であったが、その後は増減を繰り返しながら逡減した後、昭和55年以降は一貫して減少しており、国勢調査の結果では、昭和35年から平成27年までの55年間で約38%減少している。年齢階層別では、昭和35年に30.6%であった年少人口（15歳未満）の割合が平成27年には8.5%へと減少する一方、高齢人口（65歳以上）の割合が昭和35年の8.7%から平成27年では40.9%へと増加しており、著しく高齢化が進んでいる。津田地区の人口減少の主な要因としては、出生率の低下や地区外への転出などが挙げられる。鉄道や国道、高規格幹線道路の整備により、高松市へのアクセスの利便性は高まったものの、狭あいな地理的条件による土地利用の制約などにより、企業立地が進まず、地区外への人口流出が進んだものと考えられる。

大川地区の昭和30年の町村合併時における人口は8,878人であったが、その後は減少基調で推移しており、国勢調査の結果によると昭和35年から平成27年までの55年間で約33%減少している。年齢階層別では、昭和35年に30.5%であった年少人口（15歳未満）の割合が平成27年には10.2%へと減少する一方、高齢人口（65歳以上）の割合が昭和35年の9.0%から平成27年では39.7%へと増加しており、津田地区と同様に本市の中でも特に高齢化の進行が顕著なエリアとなっている。大川地区の人口減少の主な要因としては、昭和60年以降は出生数を死亡数が上回り、自然減の傾向が常態化していることに加え、地区内に規模の大きな企業や工場の立地がなく、雇用吸収力が低いため、高松市等への就業者の流出といった社会減に歯止めが掛からなかったことなどが挙げられる。

### イ 産業の推移と動向

昭和35年の国勢調査における地区別産業別構成比では、津田地区が第

1次産業34.6%、第2次産業40.4%、第3次産業31.4%、大川地区が第1次産業55.7%、第2次産業24.9%、第3次産業19.3%となっている。

津田地区の産業のうち、漁業については、昭和30年代に遠洋漁業の基地として発展したものの、昭和50年代以降、遠洋漁業の衰退とともに、後継者不足や高齢化が急激に進展した。また、工業については、昭和30～40年代の高度経済成長期に、ボタン・紙加工品・ゴム製品製造業といった製造業を中心とした旺盛な企業活動が営まれていたが、バブル崩壊などを経て、近年は事業所数、従業者数ともに減少傾向にある。結果として、この55年間で第1次産業、第2次産業から第3次産業への移行が進んでいる。

また、大川地区の産業のうち、農業については、稲作に葉たばこ栽培や酪農等を組み合わせることで経営規模拡大を行ってきたが、減反政策や農産物輸入自由化等による価格低迷、宅地化による農用地転用等に加え、近年ではいわゆる兼業農家の増加や高齢化の進行が顕著である。また、工業については、昭和30年～40年代に一大ボタン産地を形成するなど隆盛したが、昭和50年代以降は貿易実績が落ち込み、事業所数、従業者数ともに減少し、労働力は縫製業へと移行した。結果として、第2次産業は横ばいで推移している一方で、第1次産業の構成比率が減少し、第3次産業が大幅に拡大している。

本市では近年、地域経済の発展や雇用機会の確保に向け、企業立地に対する支援制度を充実させるなど、企業誘致に注力しており、一定の成果を挙げている。しかし、平地の少ない地形的な問題や水資源等の問題など、両地区ともに課題を抱えており、現状では大規模な企業や工場等の更なる誘致は厳しい状況にある。

表 1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

【津田地区】

区 分	昭和 35 年		昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総 数	人 10,382	人 9,839	% △5.2	人 9,061	% △7.9	人 7,573	% △16.4	人 6,433	% △15.1	
0 歳～14 歳	3,176	2,082	△34.4	1,464	△29.7	837	△42.8	545	△34.9	
15 歳～64 歳	6,298	6,587	4.6	5,988	△9.1	4,349	△27.4	3,255	△25.2	
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	2,444	2,161	△11.6	1,591	△26.4	982	△38.3	638	△35.0	
65 歳以上 (b)	908	1,170	28.9	1,609	37.5	2,387	48.4	2,629	10.1	
(a)/総数 若年者比率	% 23.5	% 22.0	—	% 17.6	—	% 13.0	—	% 9.9	—	
(b)/総数 高齢者比率	% 8.7	% 11.9	—	% 17.8	—	% 31.5	—	% 40.9	—	

【大川地区】

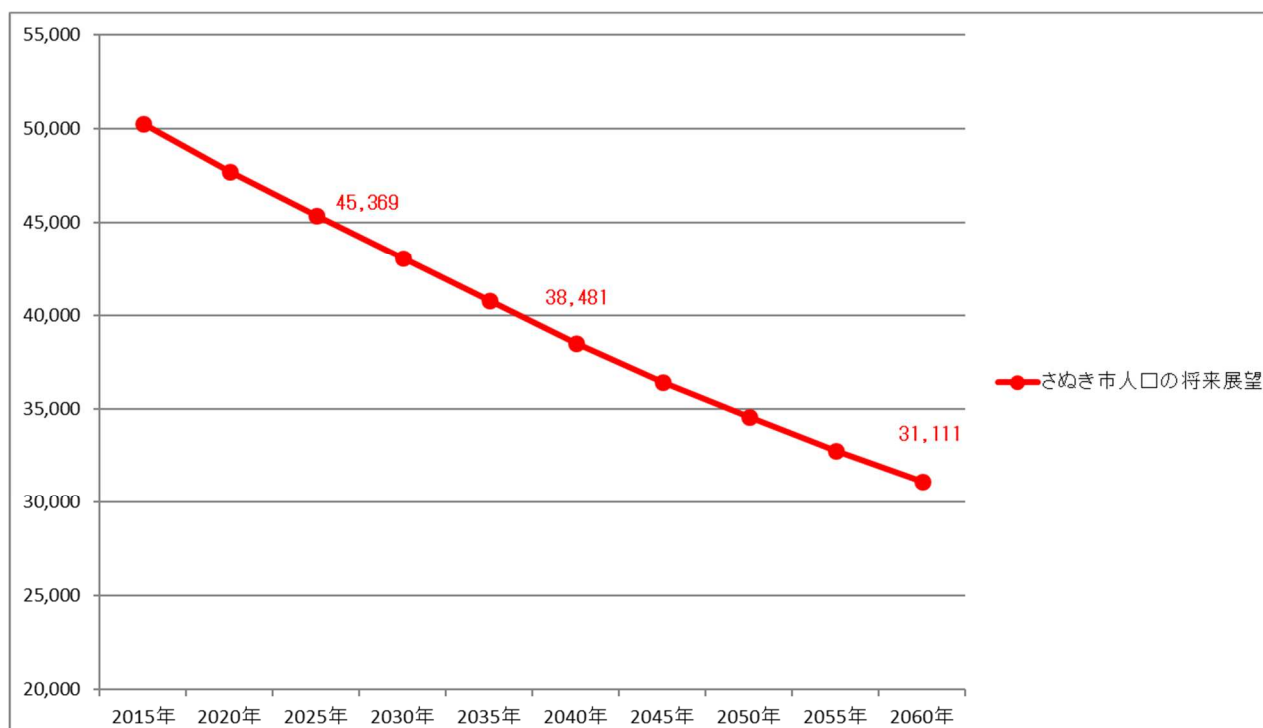
区 分	昭和 35 年		昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総 数	人 8,400	人 7,837	% △6.7	人 7,580	% △3.3	人 6,522	% △14.0	人 5,641	% △13.5	
0 歳～14 歳	2,562	1,672	△34.7	1,238	△26.0	763	△38.4	575	△24.6	
15 歳～64 歳	5,078	5,136	1.1	4,856	△5.5	3,728	△23.2	2,821	△24.3	
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	1,881	1,613	△14.2	1,258	△22.0	806	△35.9	512	△36.5	
65 歳以上 (b)	760	1,029	35.4	1,486	44.4	2,031	36.7	2,235	10.0	
(a)/総数 若年者比率	% 22.4	% 20.6	—	% 16.6	—	% 12.4	—	% 9.1	—	
(b)/総数 高齢者比率	% 9.0	% 13.1	—	% 19.6	—	% 31.1	—	% 39.6	—	

【さぬき市全体】

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 56,901	人 54,548	% △4.1	人 57,604	% 5.6	人 55,754	% △3.2	人 50,272	% △9.8
0 歳～14 歳	17,721	11,811	△33.4	9,618	△18.6	6,992	△27.3	5,405	△22.7
15 歳～64 歳	34,209	36,112	5.6	38,177	5.7	34,223	△10.4	27,539	△19.5
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	12,310	11,797	△4.2	10,905	△7.6	9,039	△17.1	6,515	△27.9
65 歳以上 (b)	4,971	6,625	33.3	9,801	47.9	14,516	48.1	17,044	17.4
(a)/総数 若年者比率	% 21.6	% 21.6	—	% 18.9	—	% 16.2	—	% 13.0	—
(b)/総数 高齢者比率	% 8.7	% 12.1	—	% 17.0	—	% 26.0	—	% 34.1	—

※若年者比率・高齢者比率の総数には年齢不詳を含まない

表 1-1(2) 人口の見通し



(出典) さぬき市人口ビジョン (令和 2 年 3 月改定)

### (3) 行財政の状況

#### ア 行政の現況と動向

本市は当初、合併による規模拡大により、全ての行政機能を一つの庁舎へ集約することが困難であったことや、旧5町間の均衡面での配慮が必要であったことなどから、旧志度町庁舎を本庁舎として、他の旧4町の庁舎を支所として活用するとともに、津田支所に教育委員会事務局、大川支所に水道局（平成24年度からは下水道部門を含めた上下水道部）、寒川支所にケーブルネットワーク、長尾支所には健康福祉部をそれぞれ配置した分庁方式を採用した。

支所出張所については、平成21年度に事務事業の見直しの一環として、その在り方を検討した結果、4支所で取り扱う業務の縮小や、5出張所のうち、条件不利地域以外の4出張所の開所日及び開所時間の縮小を行った。

また、令和元年5月に完成した寒川庁舎へ総合支所及び健康福祉部を置くとともに、4支所を廃止、当該支所に代わる出張所を津田、大川、長尾地区に開所したほか、令和2年3月完成の寒川第2庁舎へ教育委員会事務局が移転した。

このように、社会経済情勢の変化に対応した組織機構の見直しや庁舎の統廃合が行われているが、このことが市民サービスの低下につながることはないよう、今後はICTの活用や自治体DXの推進により、更なる行政サービスの効率化を図っていく必要がある。

#### イ 財政の現況と動向

地方財政状況調査によると、本市の令和元年度普通会計歳入決算は250億483万円であり、このうち主要な自主財源である市税は55億3,492万6千円で、歳入全体に対する割合は22.1%となっている。自主財源全体でも、96億4,116万5千円となっており、歳入全体における構成比は38.6%にとどまるなど、本市の財政構造は、地方交付税をはじめとする依存財源の割合が類似団体と比較して非常に高い状況にある。

また、令和元年度において、基金残高が全体で約10億8,000万円減少し、前年度に実施した大規模建設事業に係る地方債償還額の増加に伴い、公債費が前年度比で約18億7,000万円増加した。また、経常収支比率についても前年度から0.9%上昇し、96.5%となるなど、財政の硬直化がさらに進んでいる状態である。

今後は、高齢化の進展による社会保障関係経費の増嵩に加え、防災行政無線、小学校、公民館の整備、一部事務組合が実施を予定する大型事業への負担などが見込まれる。また、老朽化が進む施設の維持補修費の増嵩や大規模改修なども想定されることから、更なる財政健全化を図っていく必要がある。

## ウ 施設整備水準等の現況と動向

本市では、合併特例債の活用などによる社会資本整備を積極的に推進してきた結果、令和2年4月1日現在の道路舗装率は97.6%（津田地区93.4%・大川地区96.2%）、水道普及率も99.9%となるなど、その整備水準は比較的高い状況にある。

また、津田地区を含む沿岸部では港湾・漁港施設を、大川地区を含む平野部及び山間部では農道・林道施設を計画的に整備することで、本市における農林水産業の振興にも積極的に取り組んでいる。

このほか、下水道関連については、市内において公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設を整備することで、生活環境の向上に努めている。特に津田地区、大川地区については、合併以前から積極的に下水道の整備が進められており、津田地区では公共下水道に加えて4集落での農業集落排水施設と1集落での漁業集落排水施設が、大川地区では公共下水道に加えて5集落での農業集落排水施設がそれぞれ整備されている。

今後は、施設の老朽化に伴う維持管理や改築更新を計画的に進める必要があるが、当該対策の実施のための財源確保が大きな課題となっている。



表 1-2(1) 財政の状況

【さぬき市全体】

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	27,314,467	26,101,252	25,004,830
一般財源	16,698,292	16,184,595	15,599,767
国庫支出金	2,918,479	2,166,536	2,102,756
都道府県支出金	1,531,840	1,425,537	1,420,432
地方債	1,773,900	2,265,000	1,767,960
うち過疎対策事業債	0	0	0
その他	4,391,956	4,059,584	4,113,915
歳出総額 B	26,846,902	25,049,333	23,932,500
義務的経費	10,321,759	10,067,405	10,577,931
投資的経費	2,718,274	1,753,409	1,857,298
うち普通建設事業	2,704,219	1,690,011	1,833,184
その他	13,806,869	13,228,519	11,497,271
過疎対策事業費	0	0	0
歳入歳出差引額 C (A-B)	467,565	1,051,919	1,072,330
翌年度へ繰り越すべき財源 D	42,374	126,079	103,407
実質収支 C-D	425,191	925,840	968,923
財政力指数	0.44	0.42	0.41
公債費負担比率	17.8	18.4	19.5
実質公債費比率	20.8	13.5	13.7
起債制限比率	11.1	6.9	6.1
経常収支比率	88.4	89.1	96.5
将来負担比率	84.1	—	—
地方債現在高	26,003,182	24,367,377	24,468,342

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

【さぬき市全体】

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率 (%)	35.1	52.0	63.2	67.4	71.7
舗装率 (%)	65.2	85.8	89.7	97.0	97.6
農道					
延長 (m)	204,744	425,522	103,950	119,923	121,964
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	52.9	112.9	30.5	—	—
林道					
延長 (m)	73,162	71,941	52,432	50,611	50,546
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	9.6	9.9	7.2	—	—
水道普及率 (%)	91.9	97.5	96.9	99.5	99.9
水洗化率 (%)	—	—	77.6	91.7	93.9
人口千人当たり病院、診療 所の病床数 (床)	14.0	19.4	17.8	10.3	8.1

#### (4) 地域の持続的発展の基本方針

日本の人口は、平成 20 年をピークに減少へと転じ、今後、減少が急速に進むことが予測されており、労働力の低下や税収不足など、社会生活において様々な課題を招くことが危惧される。

本市では、平成 27 年 10 月に「さぬき市人口ビジョン」及び「さぬき市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、各種施策を進めているが、今後も地域資源を生かしたまちづくりを進める中で、人口減少社会に対応した取組を更に進める必要がある。

このため、平成 31 年 3 月に策定した「第 2 次さぬき市総合計画中期基本計画」では、人口減少対策を重点プロジェクトとして掲げ、基本構想に掲げたまちづくりの基本理念である「守る・つなぐ・進化する」の考え方を踏まえ、これまでの取組を未来に循環させるよう、若い女性をはじめ、若い方々が働き、出会い、結婚や出産、育児等のライフステージを本市で過ごしてもらえるような地域を目指し、雇用や移住・定住、子育て支援など、今後も全庁を挙げた分野横断的な取組を展開することとしている。

#### 【活力にあふれ、いきいきと暮らせるまち】

地域の活力を維持し、働く場を確保するため、創意と工夫で地域産業を振興していくことが求められており、農林業、水産業、商工観光業それぞれの状況に応じた的確な支援を今後とも積極的に行う。あわせて、粘り強い企業

誘致活動を継続し、雇用の場の創出に努めるとともに、職業紹介などにも取り組む。

### **【安全、安心、快適に暮らせるまち】**

将来発生が予想される大規模地震などの自然災害に対し、防災・減災対策に万全を期すほか、犯罪と交通事故の少ない安全なまちづくりに努める。また、道路橋梁について、計画的な維持・修繕や整備に努めるとともに、コミュニティバスを中心として、より利便性の高い公共交通ネットワークの構築にも努める。情報基盤に関しては、情報化時代にふさわしい情報の送受信の仕組みを形成していく。

### **【健全な心身と思いやりを育むまち】**

放課後児童クラブや子ども教室、病児・病後児保育の充実など、福祉と教育の垣根を越えた地域ぐるみの子育て支援体制を構築する。また、高齢者や障害者が社会の一員として社会参加できる高福祉のまちを目指すほか、保健・福祉・介護が連携した地域包括医療体制の充実を図ることで、市民の医療及び福祉サービスを守っていく。

### **【学ぶ意欲と豊かな心を育むまち】**

学校、地域、家庭が連携して子どもたちの成長を促す教育環境の更なる充実に努めるほか、生涯を通じて学習やスポーツ、文化芸術に親しみ、文化的、健康的な生活を送れる環境を整備する。また、女性の職場や地域活動への更なる進出・活躍ができる環境づくりに努めるとともに、人権についての理解と認識を深めるための幅広い啓発活動を推進する。

### **【人と地球にやさしいまち】**

次代に豊かな自然環境を引き継ぐため、一部事務組合が運営するごみ処理やし尿処理施設・設備の適正な管理を進めるとともに、ごみの減量化、自然エネルギーの導入促進に取り組む。また、香川県広域水道企業団と連携し、安全でおいしい水を供給するために必要な施設整備を行うほか、下水道に関しては、合併処理浄化槽を含む下水道の更なる普及を図るとともに、安定した施設管理に努めていく。

### **【市民協働による、持続可能な自主自律のまち】**

将来を見据えた計画的な行財政運営に努め、財政の健全化、積極的な行政改革を推し進め、事業やその手法に関する不断の見直しを行っていく。また、市民のためのまちづくりを市民とともに進めていくため、各種施策や計画策定に関する意見を聞く機会を一層充実させるとともに、様々な取組を市民や自治会、ボランティア団体などとともに進めるための体制と仕組みを構築していく。

## (5) 地域の持続的発展のための基本目標

### ア 人口に関する目標

	令和3年4月1日	令和8年4月1日
人口	46,402人	45,369人
年少人口割合 (0歳～14歳)	9.7%	9.9%
生産年齢人口割合 (15歳～64歳)	54.5%	51.6%
老年人口割合 (65歳～)	35.8%	38.5%

※令和3年4月1日の人口割合は住民基本台帳を基に算出

### イ 財政力に関する目標

	令和2年度実績	令和7年度計画
設備投資額 (R2からの累計) ※先端設備等導入計画ベース	6億2,200万円	20億2,200万円
まちづくり寄附額 ※ふるさと納税分	8,419万円	1億5,000万円
住宅新築軒数 ※課税年度ベース	140軒	150軒

### ウ その他目標

	令和2年度実績	令和7年度計画
移住組数	72組	80組
観光地入込客数	289万9千人	403万人
市民アンケートの実施 ※総合計画基本計画策定時	実施時期 令和3年度・令和7年度	

## (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の推進に当たっては、各取組 (P l a n) の着実な推進 (D o) を図り、具体的な成果と課題を検証 (C h e c k) するほか、期間中における社会情勢、市民ニーズの変化等に対応し、必要に応じて計画内容をブラッシュアップするなどの見直しを実行 (A c t i o n) することとする。

また、計画の達成状況については、市議会等に対し進捗状況等の報告を適宜行うとともに、意見を聴取する。

## (7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

## (8) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設の老朽化は社会的な問題となっており、本市においても今後、公共施設等に係る建替や改修などの更新費用が増加することが予想されている。また、人口減少などにより、公共施設利用の需要が低下することも想定されていることから、早急に公共施設等の全体像を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことで、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっている。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定された。

各地方公共団体においても、こうした国の動きと歩調を合わせて速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画の策定が要請された。これを受け、本市では平成28年3月に「さぬき市公共施設等総合管理計画」(以下「市総合管理計画」という。)を策定した。

市総合管理計画等に基づき、大川地区では、平成27年度に2つの幼稚園を統合し、新たな幼稚園を中学校跡地へ整備した。また、跡地施設については企業立地等での利活用に向けた誘致活動が積極的に行われている。

また、津田地区においても平成31年度に2保育所と2幼稚園を統合する形で中学校跡地へこども園を整備するとともに、跡地施設については民間企業等への売却や貸付けが順次行われている。

今後の公共施設の統廃合や複合化、長寿命化に当たっては、市総合管理計画に掲げる「今後の財政力に応じて施設の総量抑制を図るとともに、活用施設について利用者ニーズに応じた質の向上を図る」という基本目標に従うとともに、市総合管理計画や個別施設計画の基本方針に沿った適切かつ効率的な公共施設マネジメントを行っていくこととしている。

なお、本計画に記載された全ての公共施設等の整備については、市総合管理計画に適合するものである。

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

本市では、合併以降人口減少が続いており、特に20代の若い世代を中心とした転出超過による社会減の影響が大きくなっている。そうした中、本市ではこれまでに移住、定住、交流促進対策として、定住促進奨励事業や結婚定住奨励事業、三世代同居・近居支援事業等の施策を実施するほか、移住・交流総合サイト「ええとこさぬき市」等による市の魅力発信、「瀬戸・高松広域連携中枢都市圏」での連携事業による圏域全体の魅力発信に取り組んできた。

また、姉妹都市提携を締結するオーストリア共和国アイゼンシュタット市との国際交流、友好都市の一つである北海道剣淵町の小学校児童との交流などを通じた国内外の地域間交流にも積極的に取り組んでいる。

今後も若年層を中心とする定住の促進や地域間交流の活性化につながる取組を検討、実施するほか、地域社会の担い手となる人材の確保、育成に取り組むことなどで、市民の生活満足度を高めていくことが必要である。

### (2) その対策

#### ○移住・二地域居住の推進

移住コーディネーターを配置し、移住・定住希望者の要望に沿った相談支援体制の強化やきめ細やかな情報提供を継続して行う。加えて、津田地区に設置しているお試し滞在のための移住体験ハウスを市内に増設することで、更なる受入体制の充実を図る。

#### ○定住支援の強化

定住奨励事業、結婚定住奨励事業、三世代同居・近居支援事業等の各種助成制度の効果を検証し、特に若年層に対する定住支援を視野に入れ、より効果的な制度の構築に向けた検討を行う。

#### ○まちの魅力発信と多様な交流活動の推進

移住・交流総合サイト「ええとこさぬき市」を通して、市の情報発信を強化するとともに、自然、歴史・文化、農林水産物、産業等をツールに、「地域おこし協力隊」や「PRサポーター」など、様々な手段を活用した積極的なPR活動を展開する。また、市民がまちづくりについて学び、参画できる機会を提供し、本市の魅力発掘や情報発信を担うことのできる人材を育成する。

#### ○広域的な連携による地域間交流の促進

「瀬戸・高松広域連携中枢都市圏ビジョン」に基づき、地域の特産農産物のブランド化、消費拡大及び自然体験等を通じた地域内外の住民の交流に関するイベントを開催することで、連携市町への人の流れをつくり、地域の活性化を促進する。また、国内外の姉妹都市、友好都市等との異文化交流や子ども同士の交流を通じたふるさとの良さを再認識する機会を提供する。

### (3) 計画

区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
1 移住・定住・ 地域間交流 の促進、人材 育成	(1)過疎地域持続的 発展特別事業  移住・定住	○移住・定住促進対策事業  【内容】 定住促進奨励事業 結婚定住奨励事業 移住促進家賃等補助事業 三世代同居・近居支援事業 移住体験ハウス事業  【効果】 定住者増加による地域活力の維持・向上	市	
	地域間交流	○友好都市等児童交流事業  【内容】 剣淵小学校との児童交流事業  【効果】 市の魅力発信・再発見による交流の促進	市	
		○姉妹都市交流事業  【内容】 アイゼンシュタット市との交流事業  【効果】 市の魅力発信・再発見による交流の促進	市	

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本区分に属する公共施設等のうち、市総合管理計画に該当するものはない。

### 3 産業の振興

#### (1) 現況と問題点

##### ア 農林水産業の振興

本市の農業に関しては、農地集積による担い手の育成・確保を目的に、ほ場整備や大型農業機械導入等による支援などを実施しているが、今後も環境整備に努めながら担い手となる認定農業者の育成を図る必要がある。また、遊休地の発生の防止や中山間の農地保全に向け、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度について、引き続き取り組む必要がある。

一方、森林面積が市の総面積の約44%を占めているものの、従事者の高齢化等による担い手不足や木材価格の低迷により、林業を取り巻く環境は厳しい状況にあり、今後林業振興に向けた取組を検討する必要がある。

津田地区を含む本市沿岸部では、底引網や刺網による沿岸漁業や海苔・牡蠣などの養殖漁業などの水産業が盛んであり、種苗放流事業や水産教室など、水産資源の維持や水産業への関心を高めるための取組も継続的に行われている。しかし、消費の減少、魚価の低迷、高齢化に伴う漁業者の減少が懸念されており、漁業者の新たな収入源の確保のための取組が求められている。また、漁港施設については、多くの漁港施設において老朽化が進行しており、施設の機能診断や長寿命化に向けた対策等が必要となっている。

##### イ 商工業の振興

本市の商業に関しては、幹線道路沿いに大型店舗やコンビニエンスストア等の進出が進む反面、個人経営商店においては顧客の減少や後継者不足など、様々な問題を抱えている。

一方、工業に関しては、津田地区の鶴部工業団地を中心に企業の設備投資も増加していたことから、今後も市内製造業の出荷額は堅調に推移するものと予測されていた。しかしながら、今なお続く新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、本市の商工業は極めて厳しく、かつ、先行き不透明な状況に置かれている。

また、消費力の低下による地域経済の疲弊や地場産業の競争力の低下が問題となっており、担い手の確保・育成、商品開発や販路開拓等を支援し、“メイドインさぬき市”の魅力ある商品等を発信する必要がある。

##### ウ 観光の振興

本市には、四国八十八箇所霊場の上がり三箇寺をはじめ、県立琴林公園や大串自然公園などの様々な名所があるにもかかわらず、市内の宿泊施設が少ないため、観光客が隣接した自治体の宿泊所を利用するなど、観光客の消費が他の自治体に流れている現状がある。また、お遍路関連施設といった、特定の観光地に依存した通過型、団体型の旅行形態が主流となっており、観光



客の滞在時間が短い傾向にあることが課題である。

現在は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、非常に厳しい状況下にあるが、ポストコロナ時代を見据え、インバウンド対応を強化するなど、今後は外国人観光客の受入れを含めた、市の観光の方向性について協議を行い、本市の持ち味を生かした観光の振興が求められている。

## **エ 企業誘致の推進**

本市では、「さぬき市企業立地促進条例」に基づく企業立地優遇制度を設けるとともに、市有未利用地の活用等による企業誘致に取り組んでいる。今後は、学校跡地を含む未利用施設の活用による企業立地に引き続き取り組むことで、雇用機会の拡大と、本市の活力・にぎわいの創出につなげていく必要がある。

## **オ 就業支援**

本市では、地域就職サポートセンターにおいて地域に密着した就労支援を実施しており、就職支援員による求職者のニーズに応じたきめ細やかな就労支援や市内事業所の人材確保に努めている。

雇用の創出は、過疎地域における従業者の継続的な居住や転入希望者への就業先の確保につながることから、取組の充実が求められている。

## **(2) その対策**

### **ア 農林水産業の振興**

#### **○農業生産基盤の充実と多様な担い手の育成・確保**

農地や農道、かんがい排水施設等の整備・改修を進めるとともに、担い手への農地集積を推進する。また、経営指導の強化や農地の流動化による利用集積、補助事業の活用等により認定農業者を増やすとともに、新規就農者や集落営農組織等の多様な担い手の確保に取り組む。

#### **○農地保全と耕作放棄地対策、鳥獣被害対策の推進**

増加傾向にある耕作放棄地対策を推進するとともに、多面的機能支払制度により、継続して活動組織の取組に対し交付金を交付することで遊休地の発生防止に努める。また、有害鳥獣対策として、狩猟免許取得助成や有害鳥獣捕獲奨励金の交付など、各種助成を継続して行うほか、サルの生態に関する調査や追払い活動等の有効な自己防衛方法についても検討、実施する。

#### **○農産物のブランド化と6次産業化・地産地消の推進**

市の振興作物の生産支援や6次産業化に向けた支援を行うとともに、大消費地でのトップセールスを行うなど、販路拡大に向けたPR活動を継続して行う。また、地産地消に積極的に取り組み、食に関する体験や交流を通じて生産者と消費者が顔の見える関係を築き、安全で新鮮な地場産農産物を提供する。

### ○林業基盤の整備と森林への総合理解の浸透

さぬき市森林経営計画に基づき、計画的な整備を行い、森林の持つ本来の機能の維持に努めるとともに、教育のもり、百年の森等を利用した体験学習会の開催等を通じて森林の役割や必要性についての理解促進を図る。

### ○漁業生産基盤の整備

施設の適正な維持管理に努めるとともに、漁港施設や海岸保全施設の長寿命化を計画的かつ効率的に実施する。

### ○水産資源の確保と地産地消の推進

種苗放流事業等を継続し、水産資源の確保に努めるとともに、漁業や魚食を体験する水産食育教室を推進し、水産物への興味と知識の普及に努める。また、地元漁協と協力して、藻場や干潟等の保全、漂流・漂着物の処理を行い、漁場機能の維持・保全を図る。

### ○経営体制の強化と担い手の確保

漁協や流通関係者などと連携したPR活動や販売活動の促進により、水産物や水産加工物の知名度の向上を図るほか、漁業経営の近代化や安定化など漁業者の経営環境向上のための支援を行い、後継者の育成を推進する。

## イ 商工業の振興

### ○中小企業の振興

市内商工団体等との連携強化を図るとともに、市独自の補助事業等を活用した新商品・新サービス開発、販路開拓、製造現場の改善、人材育成、創業等を支援する。また、中小企業の設備投資に係る資金の借入れに対して利子補給を行うことにより、経営基盤の強化と積極的な事業展開の促進を図る。

### ○魅力ある商業の振興

商工会と連携し、各種融資制度の周知と活用により経営体質の強化を促進していくほか、経営意欲の高揚や後継者育成のための指導・支援体制の強化を進める。特に経営の厳しい小規模事業者の積極的な取組を支援することで、地域のにぎわいづくりに努める。

## ウ 観光の振興

### ○魅力ある観光振興対策の推進

市内の多種多様な観光資源を生かした、本市ならではの観光振興の在り方について検討を行い、既存の資源の磨き上げや新たな魅力の発掘などによる、観光エリアや着地型旅行商品の開発を進める。また、津田の松原サービスエリアについて、一般道からの利用を促進することで、本市の更なる観光振興につなげるため、ウェルカムゲート及びバスストップ駐車場の整備を行う。

### ○国内外に向けた観光PRの強化

市観光協会との連携のもと、ホームページやパンフレット等の効果的活

用による観光PRをはじめ、市内外で行われるイベント等への出展など、あらゆる機会をとらえたプロモーション活動に積極的に取り組む。

### ○広域観光連携の推進

瀬戸・高松広域連携中枢都市圏における広域連携のもと、高松市をはじめ近隣市町との相互の情報発信等の取組を強化する。

## エ 企業立地の推進

### ○企業立地の推進と流出防止

企業立地に係る支援制度や用地情報を有効に発信していくため、企業立地専用ウェブサイトやパンフレット等による情報提供を行うとともに、「さぬき市企業立地促進条例」に基づく助成金の積極的な活用を努める。また、市内企業の動向を注視し、規模拡大等に対する支援のための取組を強化する。

## オ 就業支援

### ○就労支援の充実と若者の地元就職の促進

地域就職サポートセンターによる求人者と求職者のマッチング、求職者への求人紹介や求職者のニーズに沿った求人開拓等の就職支援を行う。また、学生の地元での就労を促すため、教育機関、地元企業と連携し、インターンシップ制度の活用や事業所の魅力のPRを行い、若者の地元就職を促進する。

## (3) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
2 産業の振興	(1)基盤整備			
	農業	○土地改良事業（団体営・県単・市単） ○県営農村地域防災減災事業 ○小規模ため池防災対策特別事業	市・改良区 県 市	
	林業	○治山事業 ○造林事業補助金	市 森林所有者	
	水産業	○水産振興総合対策事業	漁協	
	(2)漁港施設	○漁港施設整備事業 ○海岸保全施設整備事業	市 市	
	(3)地場産業の振興	○農村環境改善センター改修事業	市	

(4) 企業誘致	○企業立地用地等整備事業	市
(5) 観光又はレクリ エーション	○さぬき市自然休養村施設設備改修事業 ○温泉施設設備改修事業 ○クアパーク津田改修事業 ○道の駅改修事業 ○津田の松原サービスエリアバスストップ 駐車場等整備事業 ○さぬきシーフォレスト整備事業	市 市 市 市 市 市 市・事業者
(6) 過疎地域持続的 発展特別事業		
第1次産業	○農業振興対策事業 【内容】 有害鳥獣対策事業 産地育成強化推進事業 耕作放棄地対策事業 多面的機能支払制度事業 中山間地域等直接支払制度事業 特産品開発支援事業 【効果】 農用地の維持・活用 特産品開発等支援による競争力の強化	市・事業者
商工業	○中小企業等振興支援事業 【内容】 新商品開発、出展、人材育成等への補助 小規模事業者経営改善資金利子補給 【効果】 地域経済の活性化 雇用創出、所得向上	事業者
観光	○観光振興事業 【内容】 観光協会委託事業 観光イベント補助事業 観光プロモーション事業 【効果】	市・観光協会

		交流人口の増加による地域活性化 ○観光施設等管理運営事業 【内容】 津田の松原維持管理事業 さぬき市自然休養村管理事業 【効果】 観光客の満足度向上と入込客の増加	市	
	企業誘致	○企業立地推進事業 【内容】 企業立地促進助成金 【効果】 地域経済の活性化、雇用機会の拡大等	事業者	
	その他	○地域就職サポートセンター事業 【内容】 就職支援員による就職支援・求人開拓 学生向けの市内企業PR活動 【効果】 地元就職の促進と人材の確保	市	

#### (4) 産業振興促進事項

##### ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
津田地区、大川地区全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

##### イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)及び(3)のとおり

##### ウ 他市町との連携

産業の振興に関しては、現在、瀬戸・高松広域連携中枢都市圏を形成する3市5町が連携し、「圏域全体の経済成長のけん引」に向けた種々の施策を展開している。当該圏域における具体的な取組等をまとめた「瀬戸・高松広域連携中枢都市圏ビジョン」は、経済社会情勢の変化等に合わせて、適宜ブラッシュアップがなされており、今後も本ビジョンに基づき、中小企業等の支援や地域資源を活用した地域経済の裾野拡大、戦略的な観光施策等に産学官民が一体となって取り組んでいく。

## (5) 公共施設等総合管理計画等との整合

農道をはじめとする「土木系公共施設」、温泉施設、観光施設をはじめとする「スポーツ・レクリエーション施設」、企業立地用地として活用を目指す学校等跡地施設をはじめとする「使用していない施設」など、本区分に属する公共施設等については、市総合管理計画に掲げる「施設の総量抑制と多機能化・複合化の推進」、「建物の構造的・機能的な長寿命化の推進」、「地域の活動拠点・防災拠点としての公共施設の再生」、「財政負担の軽減に向けた取組の推進」といった維持管理方針や各施設の方向性との整合性を考慮したうえで適切に管理・運用を行う。

## 4 地域における情報化

### (1) 現況と問題点

本市の情報基盤に関しては、市のCATVネットワークを受け継いだ民間企業による市内全域への高速ブロードバンド網の整備が終了し、インターネットを容易に活用できる環境が整った。

また、防災情報等を発信するための防災行政無線や安全安心コミュニティシステムの整備を進めるなど、情報化時代にふさわしい情報の送受信の仕組みの構築にも取り組んでいる。

さらに近年では、テレワークやオンライン会議等のための環境整備を行うなど、業務のデジタル化にも積極的に取り組んでいる。

今後は、国においてデジタル庁創設などを盛り込んだデジタル改革関連法が成立し、行政手続きや業務の効率化に向けた行政のデジタル化が加速することが想定されており、本市においても更なる自治体DXの推進が求められている。

### (2) その対策

#### ○情報通信基盤の機能維持・強化

防災行政無線や安全安心コミュニティシステムをはじめとする情報通信基盤については、設備の老朽化や技術の進展等に対応し、適切な時期に更新を行うなど、機能の維持・強化に努める。また、防災行政無線については、音声不達地域の解消に向けた取組を進める。

#### ○自治体DXの推進

AIやRPAの導入や各種行政手続きのオンライン化、自治体情報システムの標準化・共通化といった自治体DXの更なる推進に取り組む。

### (3) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における情報化	(1)電気通信施設等 情報化のための施設			
	告知放送施設	○安全安心コミュニティシステム更新	市	
	防災行政無線施設	○防災行政無線整備事業	市	

	その他	○自治体情報システム標準化・共通化事業	市	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	デジタル技術活用	○地域デジタル化推進事業 【内容】 地域におけるデジタル化の推進 行政手続きのオンライン化 【効果】 誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化の実現	市	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本区分に属する公共施設等のうち、市総合管理計画に該当するものはない。



## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

津田地区の道路網は、本地区の東西をほぼ平行して走る国道11号と高松自動車道を中心に、県道や幹線市道及びこれらを結ぶ市道により構成されている。また、大川地区については、本地区を東西に走る主要地方道である県道10号高松長尾大内線を中心に、県道、幹線市道及びこれらを結ぶ市道により構成されている。

令和2年度末時点での市道の整備状況は、津田地区が497路線、実延長96.7km、大川地区が225路線、実延長116.1kmであり、改良率は市全体の71.8%に対し、津田地区が64.2%、大川地区が78.2%、舗装率は市全体の97.6%に対し、津田地区が93.4%、大川地区が96.2%となっている。

また、市内における公共交通機関は、JR高徳線、一般乗合バス（高松～引田線）、高松琴平電気鉄道、市コミュニティバスが運行しているほか、自動車と鉄道のネットワーク拠点としてパーク・アンド・ライド駐車場を整備しており、高速バスストップ（志度・津田）による本州（主に関西）方面へのアクセス性も確保されているなど、比較的充実した公共交通網が形成されている。

生活道の整備や幹線道路、公共交通機関等との接続道の整備といった交通施設の整備や交通手段の確保は、自動車が主たる交通手段である条件不利地域においては特に必要とされていることから、今後とも道路橋梁の改良及び維持修繕を実施するとともに、地域公共交通サービスの維持・拡充を検討していく必要がある。

### (2) その対策

#### ○市道及び生活道路等の維持・整備促進

生活道路の維持、整備促進に向けて、市道の整備及び急カーブの解消や歩道設置による危険箇所の改善に引き続き取り組むほか、通学路の整備や道路の改良を進める。

#### ○橋梁の長寿命化

定期点検に基づき「さぬき市橋梁長寿命化計画」を見直すとともに、補修が必要と判断された橋梁から順次工事を実施する。

#### ○生活環境整備事業の継続

生活道の舗装など小規模であっても市民生活上必要な基盤の整備について、必要性を精査しながら引き続き実施する。

#### ○利便性の高い公共交通手段の提供

「さぬき市地域公共交通計画」に基づき、コミュニティバスの安全運行に

努めるとともに、市民の重要な公共交通機関として役割を果たせるようコミュニティバスの路線再編、交通不便地域の利便性向上に向けたコミュニティ交通の導入等を進める。

### ○公共交通利用促進対策の推進

高速バス利用者の増加に伴い、駐車場が慢性的に不足していることから、引き続き、バスストップ駐車場の整備を進める。また、JR 駅周辺等でのパーク・アンド・ライド駐車場の利用効率の向上や駅前広場の充実、駐輪場の整備等により公共交通機関の利用促進に取り組む。

### (3) 計画

区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(1)市町村道 道路	○道路新設改良事業 北羽立 12 号線, 東代臨港線, 岡の端海岸 線, 田面線, 栄町 2 号線, 大道下り松線, 東町中線, 碎石僧谷線, 王子 3 号線, 下り 松南北線, 新名森行線, 宮内西線 ほか	市	
		○道路維持補修事業	市	
		○県営道路整備事業	県	
		○橋梁長寿命化修繕事業 風呂橋, 猪塚 3 号橋, 大正橋, 鮎帰橋, 上 村橋, 爛川橋 ほか	市	
	その他	○生活関連道路等整備事業	市	
		○交通安全施設整備・修繕事業	市	
		○JR 讃岐津田駅周辺施設整備事業	市	
	(2)農道	○農道改良事業	市	
	(3)林道	○林道整備事業	市	
	(4)過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	○地域コミュニティ交通導入事業 【内容】 地域コミュニティ交通の導入検討・実施 【効果】 利便性向上と地域活力の向上	市	

	交通施設維持	<p>○交通安全施設整備・修繕事業</p> <p>【内容】 カーブミラー・ガードレール等の整備</p> <p>【効果】 通行の利便性向上と安全性確保</p>	市	
	その他	<p>○道路橋梁維持管理事業</p> <p>【内容】 道路台帳更新 路面性状調査・道路舗装修繕計画策定 橋梁点検・橋梁長寿命化修繕計画策定 道路点々修繕・草刈</p> <p>【効果】 計画的修繕等による安全性の確保</p> <p>○農道・水路維持管理事業</p> <p>【内容】 施設の維持補修、崩土撤去等</p> <p>【効果】 通行の利便性向上と安全性確保</p> <p>○林道維持管理事業</p> <p>【内容】 施設の維持補修、崩土撤去、草刈等</p> <p>【効果】 通行の利便性向上と安全性確保</p>	市	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本区分に属する市道をはじめとする「土木系公共施設」については、市総合管理計画に掲げる「施設の総量抑制と多機能化・複合化の推進」、「建物の構造的・機能的な長寿命化の推進」、「地域の活動拠点・防災拠点としての公共施設の再生」、「財政負担の軽減に向けた取組の推進」といった維持管理方針や各施設の方向性との整合性を考慮したうえで適切に管理・運用を行う。

## 6 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ア 上下水道施設等

上水道については、平成30年4月に香川県広域水道企業団が事業を開始し、直島町を除く県内の水道事業が一元化されている。

また、下水道については、津田地区では公共下水道、農業集落排水施設及び漁業集落排水施設が、大川地区では公共下水道及び農業集落排水施設がそれぞれ整備されている。

なお、下水道事業に関しては、更なる効率的な事業運営を目指し、現在、公共下水道と農業集落排水施設の統合事業に着手している。今後、施設の老朽化に伴う維持管理費が増大することに加え、人口減少等により使用料収入の減少も想定されることから、引き続き施設の統廃合や効率化を検討するとともに、老朽化する施設の改築更新については、ストックマネジメント計画を基に計画的に実施することで、事業の平準化を図り、効率的に推進していく必要がある。

#### イ ごみ処理・し尿処理

本市のごみ処理については、周辺2市1町で構成する香川県東部清掃施設組合にて共同処理している。市民一人当たりのごみの排出量は年々減少傾向にあるが、その資源化率は低下傾向にある。今後も循環型社会の形成に向け、ごみの発生抑制、再利用、リサイクルに関する広報・啓発活動の推進により、ごみの分別や減量化、資源の回収とリサイクルの促進を進める必要がある。

また、し尿処理については、大川広域行政組合が本市及び東かがわ市で整備した処理施設にて広域的に処理している。今後も引き続き適正な収集・処理を行うとともに、処理施設の老朽化への対応を進めていく必要がある。

#### ウ 墓地・斎場

本市は現在、さぬき市斎場と、本市及び三木町で整備した三木・長尾葬斎組合斎場の2つの斎場（火葬施設）を運営しており、津田地区及び大川地区の住民については、大川地区に立地するさぬき市斎場を利用している。

さぬき市斎場は建設から約20年が経過しており、施設の老朽化により、今後、大規模修繕が必要となる可能性がある。

また、墓地については、市営墓地12施設のうち、津田地区に2施設、大川地区に1施設が整備されている。今後は引き続き空き区画とニーズ等を考慮し、適切な墓地を確保する必要がある。

## エ 住宅

市営住宅は、建築後相当年数が経過し、老朽化や設備の故障などに伴う修繕費用の増大が課題となっているほか、民間住宅については、住宅の耐震化やバリアフリー化など、安全性の確保に向けた支援が求められている。

また、近年増加傾向にある空き家について、防災・防犯、景観の面を考慮し、その活用を進める取組も必要である。

## オ 消防・防災体制

本市では、災害対策基本法や県の地域防災計画等との整合を図りながら「さぬき市地域防災計画」を適宜修正するとともに、土砂災害ハザードマップの更新及び全戸配布を行っている。

本市の消防・防災体制については、大川広域消防本部と消防団により構成されている。消防団については、津田地区に4分団、大川地区に3分団が配備され、消防本部と連携して消防・防災活動に当たっており、今後も消防屯所や消防車両、防災機器等の計画的な整備が必要である。

このほか、津田地区、大川地区にそれぞれ32の自主防災組織が置かれているが、消防団をはじめとした地域の消防力については、構成員の高齢化が進んでおり、若年層の消防団員や新たな担い手の確保が必要となっている。

## (2) その対策

### ア 上下水道施設

#### ○安全で安心な水道事業の継続

香川県広域水道企業団が中心となって、水道施設の適正な維持管理や耐震化、老朽化施設の計画的な更新による長寿命化を推進していくことで、安全で安心な水の安定的な供給に取り組む。

#### ○下水道の適切な維持管理と健全経営の推進

老朽化の進む下水道施設の計画的な維持管理とともに、施設の統廃合の検討も含め、限られた財源の中での効率的な経営を図る。

#### ○合併処理浄化槽の設置促進と適切な利用の啓発

合併処理浄化槽の普及促進を図るため、引き続き、設置支援のための補助事業を実施する。

### イ ごみ処理・し尿処理

#### ○ごみの減量化と3R運動の推進

循環型社会の形成に向け、ごみを出さない（リデュース）、再使用する（リユース）、再生利用する（リサイクル）に取り組むため、ごみや環境問題の実態に関する情報提供、啓発活動を促進する。また、香川県東部清掃施設組合との連携のもと、ごみ処理体制の維持・充実に努める。

#### ○し尿収集・処理体制の充実

広域的連携のもと、大川広域行政組合による広域的なし尿処理体制の維持・充実に努める。

## ウ 墓地・斎場

### ○施設の適切な管理運営

火葬場の計画的な修繕を実施し、円滑な業務が行えるよう施設の適切な管理運営に努めるとともに、市営墓地空き区画の利用促進と市民ニーズを踏まえ、適切な墓地区画の確保と適正管理に向けた啓発に努める。

## エ 住宅

### ○良好な住環境の提供と支援

「さぬき市市営住宅長寿命化計画」に基づき、市営住宅の適正管理に努めるとともに、老朽化の激しい住宅については除却工事を計画的に行う。また、民間住宅の整備を支援する住宅リフォーム支援事業や民間住宅耐震対策支援事業等の実施により、民間住宅の利活用や長寿命化、耐震化の促進につなげる。

### ○空き家対策の推進

「さぬき市空家等対策計画」に基づき、生活環境や安全面で問題のある空き家の所有者の把握を進め、適正な管理を促すほか、市内の空き家情報を把握し、空き家バンクの活用や空き家のリフォーム等による有効活用を促進する。

## オ 消防・防災施設等

### ○地域防災力の向上

自主防災組織未結成地域における組織化を促進するほか、地域や学校などと連携を図り、防災教育や研修会を開催するとともに、地域防災のリーダーとなる防災士の育成を図る。

### ○防災対策等の推進

災害時の情報収集・伝達機能の充実に努めるため、雨量計や潮位計、防災ウェブカメラ等の気象観測設備や防災行政無線設備の拡充に努める。また、「香川県南海トラフ地震・津波対策行動計画」に基づく施設整備をはじめ、家具の転倒防止対策、住宅の耐震対策等を推進する。さらに、計画的に食料及び日用品を備蓄するとともに、備蓄品等を収納するスペースの確保や新たな備蓄物資の流通拠点の整備を行う。

### ○災害発生時における体制の整備と消防・救急体制の充実

災害発生時の迅速な初動体制を確立するため、職員防災研修会や訓練を定期的実施する。また、消防団における実効性のある訓練を実施するとともに、地域消防の担い手である消防団員の加入促進を図る。

### (3) 計画

区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
5 生活環境の 整備	(1)水道施設 上水道	○水道事業運営基盤強化推進等事業	企業団	
	(2)下水道処理施設 公共下水道	○公共下水道事業	市	
		○特定環境保全公共下水道事業	市	
		○農業集落排水施設	市	
	その他	○漁業集落排水事業	市	
		○合併処理浄化槽設置整備事業	個人	
	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設	○東部溶融クリーンセンター改修事業	組合	
		し尿処理施設	○し尿処理施設改修事業	組合
	(4)火葬場	○さぬき市斎場施設改修事業	市	
	(5)消防施設	○消防屯所整備事業	市	
		○消防水利施設整備事業	市	
		○消防自動車整備事業	市・組合	
(6)過疎地域持続的 発展特別事業 環境	○下水道事業	市		
	【内容】 下水道施設管理運営事業 農業集落排水施設管理運営事業 漁業集落排水施設管理運営事業 【効果】 衛生的な生活環境の確保			
	○塵芥処理事業	市・組合		
	【内容】			

		<p>東部溶融クリーンセンターの管理運営 ごみ収集・運搬</p> <p>【効果】 衛生的な生活環境の確保</p> <p>○し尿処理事業</p> <p>【内容】 大川広域し尿処理施設の管理運営 し尿収集</p> <p>【効果】 衛生的な生活環境の確保</p>	市・組合
	防災・防犯	<p>○消防団・防災支援事業</p> <p>【内容】 防災備品・備蓄品の整備 消防団・自主防災組織の強化 消防体制の充実強化</p> <p>【効果】 防災力の強化</p> <p>○防犯環境整備事業</p> <p>【内容】 防犯灯の整備・維持管理</p> <p>【効果】 利便性向上と安全性確保</p>	市・組合
	その他	<p>○火葬場管理事業</p> <p>【内容】 さぬき市斎場の管理運営（指定管理）</p> <p>【効果】 行政サービスの維持・強化</p>	市

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本区分に属する下水道施設や斎場などの「生活関連施設」や消防屯所などの「行政関連施設」等については、市総合管理計画に掲げる「施設の総量抑制と多機能化・複合化の推進」、「建物の構造的・機能的な長寿命化の推進」、「地域の活動拠点・防災拠点としての公共施設の再生」、「財政負担の軽減に向けた取組の推進」といった維持管理方針や各施設の方向性との整合性を考慮したうえで適切に管理・運用を行う。



## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### ア 児童福祉

核家族、ひとり親世帯、共働き世帯など、世帯構成が多様化する中、本市では、子育てハンドブック「すくすくファイルさぬきッズ」や子育て支援アプリ「さぬきッズダイアリー」などによる子育て支援の情報発信や子ども医療費支給制度等による子育て支援の充実を図ることに加え、令和元年度に妊娠・出産・育児を切れ目なくサポートするための子育て世代包括支援センター「さぬきッズ子育てサポートセンター」を開設した。

このほか、子ども・子育て支援制度を踏まえた就学前の乳幼児へ質の高い保育の提供とともに、待機児童を発生させないための積極的な受入態勢を整えることで、保護者の就労ニーズに応えられる子育て支援に努めている。

今後も「さぬき市子ども・子育て支援計画」に基づく各種施策に取り組むとともに、関係課が連携した地域ぐるみの子育て環境づくりが必要である。

#### イ 高齢者の保健及び福祉

平成27年国勢調査の結果によると、本市の高齢化率は34.1%であり、国(26.6%)や県(29.9%)を上回っている。また、津田地区は40.9%、大川地区は39.7%と本市においても特に高齢化の進行が顕著なエリアとなっている。

こうした中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの充実・強化が求められており、本市では生活支援体制整備事業による、地域で高齢者を支える仕組みづくりの構築を目指している。

今後は「さぬき市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づく各種施策を実施することに加え、団塊の世代をはじめ、多様な価値観をもつ元気な高齢者が地域の担い手としても活躍できる環境づくりが必要である。

#### ウ 障害者の福祉

本市では、障害のある人の権利を尊重し、教育や就労、生活等のあらゆる面において、不自由さを感じる事のない環境づくりに取り組むこととしており、障害福祉サービスでは、必要とされる情報の提供や相談、サービスの利用援助に加え、利用者の権利擁護など幅広い支援に努めている。

また、本市独自の発達障害相談支援事業(ほっとすてっぷ)等を活用した、家庭、保育所や幼稚園、こども園、学校等と連携した発達障害への対

応を進めている。

今後は引き続き「さぬき市障害者計画並びにさぬき市障害福祉計画及びさぬき市障害児福祉計画」に基づく各種施策を展開していく。

## エ 地域福祉

「福祉のまちづくり」を進めていくためには、地域の課題は、まず地域住民同士で取り組もうとする自主的な活動と住民同士の心触れ合う交流が必要である。

今後は様々な機会を通じて、市民の地域福祉意識の醸成に努めるとともに、「さぬき市地域福祉計画・さぬき市地域福祉活動計画」に基づき、地域住民や各種地域福祉団体との協働による自主的な福祉活動を支援していくことが重要である。

## (2) その対策

### ア 児童福祉

#### ○安心して産み・育てられる支援体制の整備

さぬきッズ子育てサポートセンター等による妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を進める。また、さぬき市民病院において、病児・病後児保育を実施するとともに、大川地区医師会の協力のもと小児夜間急病診察室を開設するなど、安心の確保に努めていく。

#### ○母子の健康づくりの支援と地域ぐるみの子育て支援の推進

母子の心身の健康状態や育児状況を把握し、育児不安の軽減を図るとともに、子どもの成長を見守り育む母子保健活動を行う。また、子育てボランティア等の育成・支援を行うとともに、民生委員・児童委員の協力による乳児家庭全戸訪問事業を引き続き実施する。

#### ○子育て支援サービスの充実

保育者の確保や保育者への研修事業等を通して、職員の資質の向上及び教育・保育の量と質の確保を図るとともに、子ども医療費やひとり親家庭等医療費の拡充、子どもの貧困対策など、子育て家庭への経済的な支援を拡充する。また、市ホームページや広報紙のほか、さぬきッズダイアリーやフェイスブックページ「ハートフルタウン」等を利用し、最新の子育て支援情報の提供に努める。

#### ○配慮が必要な子どもや家庭への支援

児童虐待の予防、早期発見及び適切な支援ができるよう、関係機関との連携を強化するほか、障害のある子どもについて、個々の発達を支援できるよう、関係機関と連携しながら家庭などへの支援の充実を図る。また、ひとり親家庭等に対し、継続して相談業務や経済的な支援を行っていくほか、家庭での養育が困難になった児童や緊急に保護を必要とする母子などに向けて、確実に事業の周知を行うとともに児童養護施設との連携強化に

努めていく。

## イ 高齢者の保健及び福祉

### ○健康づくりや介護予防の推進

介護予防に資するパンフレットの配布や介護予防相談、健康教育、介護予防教室の実施等を通じて介護予防の普及啓発を行うとともに、介護予防サポーターの養成講座等を通じて、地域の人材を活用した介護予防にも取り組む。

### ○社会参加の推進

就労意欲のある高齢者や技能を持った高齢者が担い手として活躍できるよう、シルバー人材センターの運営を支援するほか、高齢者の友愛活動や生きがいづくり活動を支援するため、魅力ある老人クラブづくりを推進する。

### ○見守りと支援の仕組みづくり

相談体制の充実のため関係機関との連携を強化するとともに、高齢者の権利擁護のための取組を推進する。また、緊急時だけではなく、平常時の高齢者の見守り体制の構築・強化を図る。

### ○地域包括ケアシステムの構築

在宅医療・介護の連携推進を目的とした会議の開催等を通じて、一層の連携を推進する。また、地域包括支援センターと地域の関係機関等との連携を図る。

## ウ 障害者の福祉

### ○地域の理解促進等による共生社会の実現

「障害者差別解消法」に基づく合理的配慮の考え方の普及・啓発に取り組むとともに、公共施設等におけるバリアフリー化の促進を図る。また、手話通訳等、障害のある人を支援する人材の育成を図るとともに、手話や点字が障害のある人にとって重要な意思疎通手段であることの周知・啓発に努める。

### ○相談体制の充実

障害のある人や家族からの相談ニーズに応じて、福祉サービスの相談援助や自立に向けた支援、ピアカウンセリング、介護相談、生活情報の提供等を総合的に行う各種相談事業等の円滑な実施に努める。また、相談支援機関との日常的な連携・調整に努め、相談の質の向上を図る。

### ○自立した生活の促進

自立支援給付や地域生活支援事業を中心に、障害福祉サービス等の適切な利用につなげる。また、「障害者優先調達推進法」等の理念に基づき、障害のある人が就労継続支援事業所等で生産活動等に従事できるよう支援に努める。

### ○障害のある子どもへの支援

障害のある子ども一人ひとりの状況などに応じた適切な療育・教育を受けられるよう、各関係機関との連携を進めるとともに、支援体制の整備を図る。また、関係課が連携・協力し、個別相談療育や早期支援コーディネーター巡回訪問等を実施する。

## エ 地域福祉

### ○住民主体の支え合いによるまちづくり

地域の全ての人々が安心して快適に生活を営めるよう、地域福祉活動への参加を促す仕組みの構築と地域福祉を支える担い手の育成やボランティア活動の推進を図る。

### ○地域におけるネットワークづくり

社会福祉協議会や地域包括支援センターをはじめ、住民・団体・事業者・関係機関などとの連携を強化し、援助を必要とする人を支え合うネットワークの充実を図る。

## (3) 計画

区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 高齢者福祉施設	○障害者就労支援施設改修事業	市	
	その他			
	(2) 保健センター	○保健センター改修事業	市	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	○子育て支援事業 【内容】 乳幼児等医療支給事業 ファミリーサポートセンター事業 出産祝金支給事業 病児・病後児保育事業 【効果】 子どもの健全育成	市	
	高齢者・障害者福祉	○高齢者福祉事業 【内容】 養護老人ホーム運営事業 高齢者タクシー助成事業 敬老記念事業	市・組合	

		<p>【効果】 高齢者福祉の向上</p> <p>○障害者福祉事業</p> <p>【内容】 障害者就労支援施設運営事業 障害者地域生活支援事業 障害者タクシー助成事業</p> <p>【効果】 障害者福祉の向上</p>	市	
--	--	---	---	--

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本区分に属する就労支援施設をはじめとする「保健福祉施設」等については、市総合管理計画に掲げる「施設の総量抑制と多機能化・複合化の推進」、「建物の構造的・機能的な長寿命化の推進」、「地域の活動拠点・防災拠点としての公共施設の再生」、「財政負担の軽減に向けた取組の推進」といった維持管理方針や各施設の方向性との整合性を考慮したうえで適切に管理・運用を行う。

## 8 医療の確保

### (1) 現況と問題点

本市には、さぬき市民病院、津田診療所及び多和診療所の3つの公立医療機関がある。このうちさぬき市民病院は、地域中核病院として地域住民の生命と健康を守るべく、一般診療はもとより救急医療、災害医療、へき地医療などの政策的医療の安定した提供や在宅医療の推進を図るため、二次救急医療の輪番制当番医の実施とともに、近年では災害派遣医療チームの結成、地域包括ケア病棟の設置など、地域ニーズに合致した取組も進めている。しかしながら、近年の医師不足に伴い、救急医療における応需率の低下、へき地医療に対する協力体制の弱体化、専門医療の供給不足など、政策的医療の充実を図ること自体が困難な状況になりつつある。

今後も医療の質とサービスを低下させることなく提供していくために、引き続き「さぬき市病院改革プラン」等に基づく効率かつ適正な診療体制の整備が求められている。

### (2) その対策

#### ○市民病院を核とした医療提供体制の充実

5事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）及び在宅医療に取り組むとともに5疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）に対する安定した医療提供に努める。

#### ○地域医療の連携推進

地域医療の連携推進を図るため、近隣の開業医等との協議会の開催や情報交換を定期的かつ継続的に実施するとともに、福祉関係機関同士との連携強化により、地域包括ケアシステムの構築を目指す。

#### ○人的資源の安定的な確保と活用

医師の安定的な確保に向け、近隣の大学病院に対する積極的な働き掛けや人材派遣会社からの紹介、ホームページ等広報媒体を利用した公募活動とともに、必要に応じて、寄附講座の開設も視野に入れた医師確保に努める。

#### ○地域に開かれた病院づくり

地域住民への健康に関する啓発活動等の一環として実施している健康出前講座や市民公開講座、和やかな雰囲気の中で市民病院の有する医療資源や医療機能を紹介する病院祭を通じて、市民病院が市民に親しまれ、安心して医療を享受できる「開かれた病院」となるよう努める。

#### ○診療所の継続的な運営

限られた医療資源の有効活用や医療機能を適正に分化し、市民病院と連携しながら津田診療所及び多和診療所の運営継続を図っていく。

### (3) 計画

区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	○医療機器等整備事業	市	
	患者輸送車	○患者輸送車整備事業	組合	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他	○診療所運営事業 【内容】 津田診療所の運営 【効果】 疾病予防、市民の健康保持及び増進	市	

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本区分に属する「保健福祉施設」である津田診療所については、市総合管理計画に掲げる「施設の総量抑制と多機能化・複合化の推進」、「建物の構造的・機能的な長寿命化の推進」、「地域の活動拠点・防災拠点としての公共施設の再生」、「財政負担の軽減に向けた取組の推進」といった維持管理方針や各施設の方向性との整合性を考慮したうえで適切に管理・運用を行う。

## 9 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### ア 学校教育

現在、津田地区には小学校1校とこども園1園が、大川地区には中学校と小学校が各1校と幼稚園1園がある。本市では、「さぬき市教育振興基本計画」を踏まえ、小中学校においては、確かな学力、豊かな人間性、健康と体力など、「生きる力」の育成を重視した教育を進めるとともに、幼稚園においては、幼児が自発的な活動と遊びを通して心身の調和のとれた発達の基礎を築くための幼児教育に取り組んでいる。

また、施設のバリアフリーや耐震補強といった安心・安全で快適な学習環境の整備に加え、小中学校の児童生徒1人1台のタブレットの導入やセキュリティをより高めた高速インターネット環境の整備等、時代に即したIT環境の整備にも努めている。

#### イ 家庭や地域での教育

本市では、親子参加型の体験講座や津田地区において子育て応援ひろば「K i m a m a ・ G a r d e n」を開催し、子育て中の親や子育て・親育ちに関心がある方々や、異年齢の子どもたちの交流の場を作り、子育てについての情報の交換や提供を行っている。

また、学校支援ボランティア事業や放課後子ども教室を通じて学校や地域と連携した各種活動にも取り組んでいる。

学校支援ボランティア事業、放課後子ども教室ともにボランティアの高齢化等を背景に支援人材の確保が難しくなっており、ニーズに応じた人材の確保や新たな人材育成が課題となっている。

#### ウ 生涯学習・スポーツの推進

本市では、各公民館において、親子教室、高齢者学級等を開催しているほか、市図書館ではおはなし会やミニコンサート・講演会等を開催し、誰もが利用しやすい環境整備に努めている。

今後は既存の利用者・団体だけでなく、新たな利用者呼び込むことで、生涯学習活動を推進する必要がある。

また、本市では、市体育協会によるスポーツ教室の開催や、生涯スポーツ普及のための各種団体への補助等を通じて、体育団体・指導者の育成に取り組んでいるほか、広域連携事業として、地域密着型トップスポーツチームの試合観戦機会を提供することにより、広域的な交流促進や一体感の醸成を図っている。

今後も、スポーツを通じた市民同士のつながりを作れる場所と機会の提供や、生涯スポーツの普及という観点から、様々な人に親しみやすいスポ



ーツメニューを検討する必要がある。

## (2) その対策

### ア 学校教育

#### ○特別支援教育の推進

特別な支援を要する児童生徒や園児に対し、特別支援教育支援員等を配置するほか、早期支援コーディネーターによる巡回訪問、教育相談等を通じて、支援をつなぐ体制づくりの充実を図る。

#### ○質の高い学校教育を支える環境の整備と充実

学校教育の情報化の推進に必要な情報機器等の整備をはじめ、教育内容の充実に合わせた設備や教材・教具の整備を計画的に進めるほか、市内の学校等で策定している「危機管理マニュアル」に基づいた避難訓練等により、学校危機管理体制の充実に努める。

#### ○いじめや不登校問題等への対応

教育相談やアンケート等により、いじめにいち早く気付く体制を構築するとともに、小中学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心の教室相談員を配置し、教育相談体制の充実を図る。

#### ○学校における体力づくりの推進

各小中学校の課題に応じた、体力向上に向けた取組の見直しを行い、各校で特色のある体力づくりを計画・実践するほか、中学校部活動の活動費の助成や、大会等への参加経費を補助する事業を継続する。

#### ○学校保健の充実と生きる力を育む食育、防災教育の推進

小児生活習慣病の早期発見、予防を図るため、小児生活習慣病予防健診を実施するほか、栄養教諭等による食に関する指導の充実を図る。また、危機に直面したとき、自らの的確な判断により、素早く安全に行動できる児童生徒を育むため、地域と連携した防災教育の推進に努める。

### イ 家庭や地域での教育

#### ○家庭・地域の人材等を活用した取組の充実

就学・就園前家庭教育講座や「親育ちプログラム」を実施するなど、家庭の教育力の向上を目指す。また、放課後子ども教室の内容の充実や学校支援ボランティアの組織化、ネットワーク化を進めるとともに、ボランティア・コーディネーターの育成を推進し、保護者や地域住民の教育活動への参画と子どもの教育支援の充実を図る。

### ウ 生涯学習・スポーツの推進

#### ○ライフステージに応じた多様な生涯学習の推進

市民が企画する講座などの自主的な学習活動を支援するとともに、社会教育活動を行う市民の育成、関係団体の活動を支援する。また、生涯学習や地域コミュニティの拠点であるとともに、防災拠点施設としての役割を

担う公民館等施設の適切な維持管理に努める。

### ○地域スポーツ団体の育成と生涯スポーツの定着化

市民のスポーツ活動を推進するとともに、専門的な指導力を持った指導者の育成のための講習会等を開催する。また、社会体育施設の適切な維持管理と効率的な運営に努める。

## (3) 計画

区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設			
	給食施設	○大川学校給食共同調理場整備事業	市	
	その他	○スクールバス停留場、駐輪場整備事業	市	
	(2)集会施設、体育施設等			
	公民館	○公民館等改修事業	市	
	体育施設	○体育館等改修事業 ○総合運動公園・球技場等施設改修事業	市 市	
	(3)過疎地域持続的 発展特別事業			
義務教育	○遠距離通学児童生徒支援事業 【内容】 小中学校におけるスクールバスの運行 【効果】 遠距離通学児童の利便性の向上	市		
生涯学習・スポーツ	○公民館、体育施設等管理運営事業 【内容】 公民館管理事業 社会体育施設等管理事業 総合運動公園管理事業 【効果】 生涯学習・スポーツの普及促進	市		

	その他	○その他施設管理運営事業 【内容】 南川自然の家管理事業 【効果】 特色ある体験活動等の機会と場の提供	市	
--	-----	---	---	--

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本区分に属する大川学校給食共同調理場をはじめとする「学校施設」や公民館をはじめとする「コミュニティ・集会施設」、総合運動公園や南川自然の家をはじめとする「スポーツ・レクリエーション施設」等については、市総合管理計画に掲げる「施設の総量抑制と多機能化・複合化の推進」、「建物の構造的・機能的な長寿命化の推進」、「地域の活動拠点・防災拠点としての公共施設の再生」、「財政負担の軽減に向けた取組の推進」といった維持管理方針や各施設の方向性との整合性を考慮したうえで適切に管理・運用を行う。

## 10 集落の整備

### (1) 現況と問題点

市民生活に最も身近な組織として自治会があり、地域の課題の解決に向けて様々な取組を進めている。しかしながら、近年、住民のライフスタイルや意識の多様化など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化したことにより、地域社会の連帯感の希薄化や地域活動の担い手不足、自治会加入率の低下といった問題が顕在化している。

また、今後、自治会活動の担い手の高齢化が進むことで、地域コミュニティ活動は更に衰退することが懸念されている。

本市では、地域活性化支援事業等を通して、市内のNPOやボランティア団体が行う社会貢献活動などへの支援を行っているが、魅力的で活気のある地域づくりを進めていくためには、地域における連帯感の醸成や誰もが地域活動に参加しやすい環境の充実に努めることも必要である。

### (2) その対策

#### ○コミュニティ意識の高揚とボランティア活動への支援

市民の自主的・主体的活動の活性化や災害発生時の相互扶助等の円滑化を図るため、コミュニティの必要性・重要性に関する啓発活動や情報提供を行い、コミュニティ意識の高揚を図るとともに、自治会加入促進チラシを作成し、自治会未加入者の加入促進に努める。また、ボランティアやNPOなどの市民活動を支援し、協働を促進する。

#### ○まちづくり活動拠点の整備

コミュニティ活動の拠点である集会施設など公共施設の修繕・整備を行い、活動しやすい環境づくりに努める。

### (3) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
9 集落の整備	(1) 過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備	○小さな拠点づくり事業 【内容】 ふれあいサロンの運営 地域助け合い活動等支援 【効果】 心豊かな生活のための交流機会の提供 ○集会所建設等事業費補助事業	市       地域	

		<p>【内容】</p> <p>集会所建設等に係る補助</p> <p>【効果】</p> <p>交流や生きがいづくりの場の確保</p>	
--	--	---	--

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本区分に属する公共施設等のうち、市総合管理計画に該当するものはない。

## 1 1 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

社会の成熟化に伴い、暮らしに潤いや心の豊かさを求める人が増えており、文化・芸術に対するニーズは高まっている。本市では、瀬戸・高松広域連携中枢都市圏での連携事業を通して、福祉施設等における音楽の出前公演を行うほか、小中学生にミュージカル公演の鑑賞学習の機会を与える取組を実施するなど、質の高い文化・芸術に日頃から触れ、参加できる環境づくりを進めてきた。

また、本市には、国の史跡に指定されている津田地区の津田古墳群や大川地区の富田茶臼山古墳をはじめ、貴重な文化財が数多く存在しているが、これらの価値や魅力について、市民はもとより広く対外にも伝えながら後世に引き継いでいくため、国や県の支援制度等も活用しながら、適切な維持管理・活用に努めている。

今後より多くの市民が本市の歴史・文化について学ぶ機会や文化財、芸術作品に触れる機会を提供するため、展覧会等の開催や文化財資料の展示スペースの確保が課題となっている。

### (2) その対策

#### ○地域の歴史・文化に親しむ取組の推進

ふるさと教育推進モデル校を指定し、実践研究を行うとともに、さぬき市や香川県を題材とした社会科副読本を活用したふるさと教育を推進する。また、地域に伝わる伝統文化や伝統芸能の担い手の育成を支援するとともに、市内の資料館等を有効活用し、伝統文化の継承・発展に努める。さらに、文化資源や観光名所等その地域にある資源を活用し、誰もが気軽に参加し、楽しむことができ、地域に誇りを持つことができる文化事業の取組を支援する。

#### ○文化財の積極的な保存と活用

文化財資料の現状に関する調査を継続的に行い、その保存と活用のための基礎資料の充実を図る。また、古墳群保存管理計画を策定し、計画に沿った保存管理と活用を行うほか、市内の札所寺院及び遍路道の国史跡指定に向けた取組を推進する。

#### ○芸術文化活動の振興と自主的な活動の推進

芸術家に対し、活動の場を提供するなどの支援を行うとともに、市民に優れた芸術に触れる機会を提供するよう努め、芸術文化活動の裾野を広げる取組を推進する。また、文化協会をはじめとした文化団体への活動助成など、市民の自主的な芸術文化活動を支援する。



## 1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現況と問題点

地球温暖化や廃棄物の増加等の様々な環境問題は、これからさらに深刻さを増すことが予測され、環境に配慮した事業活動や日常生活における省エネルギーへの取組、再生可能エネルギーの活用促進などが求められている。

本市では、「さぬき市環境基本計画」に基づく環境保全活動を推進しており、再生可能エネルギーの利用促進の一環として、住宅用太陽光発電システム設置費補助金の交付や地域産木材活用に向けた森林整備事業などに取り組んでいる。

今後は更なる低炭素・循環型社会づくりを目指し、本市に賦存する再生可能エネルギー資源の有効活用に向けた取組を多面的に進めていく必要がある。

### (2) その対策

#### ○環境保全意識の高揚と活動の推進

持続可能な開発目標（SDGs）に掲げられた目標の一つである「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」の実現に向け、身近なことから環境負荷低減に取り組む意識づくりを市民、事業者と一体となって進める。

#### ○地球温暖化対策と公害等の防止

引き続き住宅用太陽光発電システム設置費補助金の交付や地域産木材活用に向けた森林整備事業などに取り組むとともに、新たな再生可能エネルギーの導入促進に向けた検討を進める。

### (3) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
11 再生可能エネルギーの 利用の推進	(1) 過疎地域持続的 発展特別事業  再生可能エネルギー利用	○環境エネルギー対策事業  【内容】 住宅用太陽光発電システム設置費補助  【効果】 再生可能エネルギー資源の有効活用	市	

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本区分に属する公共施設等のうち、市総合管理計画に該当するものはない。



## 1 3 その他地域の持続発展に関し必要な事項

### (1) 現況と問題点

#### 協働のまちづくり

本市には、四国八十八箇所霊場の上がり三箇寺を巡るお遍路さんを温かくもてなす人情味あふれる“お接待の心”が古くから根付いている。

今後の人口減少社会に対応し、防災対策をはじめとした市民生活の様々な分野で市民のアイデアや活力を生かし、柔軟に対応していくためには、市民と行政や市民同士が役割分担をし、互いに協力し合いながらまちづくりを担う協働体制を築いていくことがこれまで以上に重要となる。

このため、「市民憲章」に掲げた理念に基づく理想のまちの姿を目指し、市民一人ひとりが「“お接待の心”＝“他人をいたわる”」という視点から、様々な分野のまちの魅力づくりに関わるとともに、効果的な情報発信を通じてまちの魅力をPRしていく取組を推進するなど、今後を見据えた市民との協働のまちづくりを進めていく必要がある。

### (2) その対策

#### ○協働体制の構築

市民と行政が連携したまちづくりを進めるため、協働のまちづくりについての意識啓発に努めながら、様々な分野において、“オールさぬき市”でぬくもりのある協働体制を構築する。また、市民本位の市政の充実を図るため、メール、意見箱の設置、パブリックコメントの効果的実施、市政懇談会の充実のほか、自治会などを通じた公聴活動等に努め、市民の意見や要望の反映に努める。

#### ○市民参画の推進

市政やまちづくり、協働に関する情報提供や多様な市民活動に対する支援を行うことなどにより、市民が参画しやすい環境づくりに努めるとともに、各分野のテーマに応じて、市民参加型のワークショップを開催するなど、幅広く市民がまちづくりに参画できる機会を充実する。また、近年増加傾向にある外国人住民の地域社会への参画を促進するため、県の策定した「かがわ多文化共生プラン」等に基づき、各種情報の多言語化や多文化共生に向けた企画講座等を開催するなど、各種支援の充実を図る。

#### ○情報発信の強化

より親しみを持ち、分かりやすく迅速に情報提供が行えるよう、広報さぬきの更なる内容の充実努めるほか、ホームページ・SNS等を活用し、おもてなしの心をもって、様々な魅力をまちのブランドとして市内外に向けて効果的に発信する取組を推進する。

#### ○文書管理の改善と適切な情報公開



## 事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
1 移住・定住・ 地域間交流 の促進、人材 育成	移住・定住	○移住・定住促進対策事業  【内容】 定住促進奨励事業 結婚定住奨励事業 移住促進家賃等補助事業 三世同居・近居支援事業 移住体験ハウス事業  【効果】 定住者増加による地域活力の維持・向上	市	移住・定住の きっかけづ くりのため の取組であ り、定住者 の増加によ る地域活力 の向上など への効果は 将来に及ぶ ものである。
	地域間交流	○友好都市等児童交流事業  【内容】 剣淵小学校との児童交流事業  【効果】 市の魅力発信・再発見による交流の促進	市	国内外の 人々が、互 いの文化的 違いを認め 合い、多文 化共生のま ちづくりを 推進するた めの取組で あり、交流 促進による 地域活性化 などへの効 果は将来に 及ぶもので ある。
		○姉妹都市交流事業  【内容】 アイゼンシュタット市との交流事業  【効果】 市の魅力発信・再発見による交流の促進	市	
2 産業の振興	第1次産業	○農業振興対策事業  【内容】 有害鳥獣対策事業 産地育成強化推進事業 耕作放棄地対策事業 多面的機能支払制度事業 中山間地域等直接支払制度事業 特産品開発支援事業  【効果】 農用地の維持・活用 特産品開発等支援による競争力の強化	市・事業者	本市の基幹 産業である 農業の振興 に向け、多 様な担い手 が地理的要 因に左右さ れることなく 農業経営を 行っていく ための取組 であり、産 地の競争力 強化などへ の効果は將 来に及ぶも のである。

	<p>商工業</p>	<p>○中小企業等振興支援事業</p> <p>【内容】          新商品開発、出展、人材育成等への補助          小規模事業者経営改善資金利子補給</p> <p>【効果】          地域経済の活性化          雇用創出、所得向上</p>	<p>事業者</p>	<p>市内中小企業の競争力強化に資する取組であり、地域経済の活性化などへの効果は将来に及ぶものである。</p>
	<p>観光</p>	<p>○観光振興事業</p> <p>【内容】          観光協会委託事業          観光イベント補助事業          観光プロモーション事業</p> <p>【効果】          交流人口の増加による地域活性化</p> <p>○観光施設等管理運営事業</p> <p>【内容】          津田の松原維持管理事業          さぬき市自然休養村管理事業</p> <p>【効果】          観光客の満足度向上と入込客の増加</p>	<p>市・観光協会</p> <p>市</p>	<p>本市の観光PRのほか、国内外からの誘客や滞在型観光の推進等に向けた取組であり、交流人口の増加や市内消費の促進などへの効果は将来に及ぶものである。</p>
	<p>企業誘致</p>	<p>○企業立地推進事業</p> <p>【内容】          企業立地促進助成金</p> <p>【効果】          地域経済の活性化、雇用機会の拡大等</p>	<p>事業者</p>	<p>企業立地による雇用の確保や税収の増加などへの効果は将来に及ぶものである。</p>
	<p>その他</p>	<p>○地域就職サポートセンター事業</p> <p>【内容】          就職支援員による就職支援・求人開拓          学生向けの市内企業PR活動</p> <p>【効果】          地元就職の促進と人材の確保</p>	<p>市</p>	<p>雇用確保・就労支援に向けた取組による地域活力の維持・向上などへの効果は将来に及ぶものである。</p>

3 地域における情報化	デジタル技術活用	<p>○地域デジタル化推進事業</p> <p>【内容】 地域におけるデジタル化の推進 行政手続きのオンライン化</p> <p>【効果】 誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化の実現</p>	市	デジタル化の推進による、日常生活における利便性の向上などへの効果は将来に及ぶものである。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	公共交通	<p>○地域コミュニティ交通導入事業</p> <p>【内容】 地域コミュニティ交通の導入検討・実施</p> <p>【効果】 利便性向上と地域活力の向上</p>	市	交通不便地域における利便性の向上に向けた取組であり、その効果は将来に及ぶものである。
	交通施設維持	<p>○交通安全施設整備・修繕事業</p> <p>【内容】 カーブミラー・ガードレール等の整備</p> <p>【効果】 通行の利便性向上と安全性確保</p>	市	交通施設の整備による通行の安全性確保などへの効果は将来に及ぶものである。
	その他	<p>○道路橋梁維持管理事業</p> <p>【内容】 道路台帳更新 路面性状調査・道路舗装修繕計画策定 橋梁点検・橋梁長寿命化修繕計画策定 道路点々修繕・草刈</p> <p>【効果】 計画的修繕等による安全性の確保</p> <p>○農道・水路維持管理事業</p> <p>【内容】 施設の維持補修、崩土撤去等</p> <p>【効果】 通行の利便性向上と安全性確保</p> <p>○林道維持管理事業</p> <p>【内容】 施設の維持補修、崩土撤去、草刈等</p> <p>【効果】 通行の利便性向上と安全性確保</p>	市	市道、農道・水路、林道等の適正な維持管理に向けた取組であり、市民の通行の利便性の向上や安全性の確保などへの効果は将来に及ぶものである。

5 生活環境の整備	環境	<p>○下水道事業</p> <p>【内容】</p> <p>下水道施設管理運営事業</p> <p>農業集落排水施設管理運営事業</p> <p>漁業集落排水施設管理運営事業</p> <p>【効果】</p> <p>衛生的な生活環境の確保</p> <p>○塵芥処理事業</p> <p>【内容】</p> <p>東部溶融クリーンセンターの管理運営</p> <p>ごみ収集・運搬</p> <p>【効果】</p> <p>衛生的な生活環境の確保</p> <p>○し尿処理事業</p> <p>【内容】</p> <p>大川広域し尿処理施設の管理運営</p> <p>し尿収集</p> <p>【効果】</p> <p>衛生的な生活環境の確保</p>	市	公衆衛生の向上を図るほか、限りある資源を有効に活用するための取組であり、快適な生活環境の確保などへの効果は将来に及ぶものである。
			市・組合	
			市・組合	
	防災・防犯	<p>○消防団・防災支援事業</p> <p>【内容】</p> <p>防災備品・備蓄品の整備</p> <p>消防団・自主防災組織の強化</p> <p>消防体制の充実強化</p> <p>【効果】</p> <p>防災力の強化</p> <p>○防犯環境整備事業</p> <p>【内容】</p> <p>防犯灯の整備・維持管理</p> <p>【効果】</p> <p>利便性向上と安全性確保</p>	市・組合	災害の多様化、大規模化に対応するための消防防災体制の強化や地域の防犯体制の強化に向けた取組であり、安心安全な生活環境の確保などへの効果は将来に及ぶものである。
	その他	<p>○火葬場管理事業</p> <p>【内容】</p> <p>さぬき市斎場の管理運営（指定管理）</p> <p>【効果】</p> <p>行政サービスの維持・強化</p>	市	



	生涯学習・スポーツ	○公民館、体育施設等管理運営事業 【内容】 公民館管理事業 社会体育施設等管理事業 総合運動公園管理事業 【効果】 生涯学習・スポーツの普及促進	市	市民の多様な学びに対するニーズへの対応や、スポーツ活動の推進に向けた取組であり、その効果は将来に及ぶものである。
	その他	○その他施設管理運営事業 【内容】 南川自然の家管理事業 【効果】 特色ある体験活動等の機会と場の提供	市	適正な施設管理による体験活動の場の提供などの効果は将来に及ぶものである。
9 集落の整備	集落整備	○小さな拠点づくり事業 【内容】 ふれあいサロンの運営 地域助け合い活動等支援 【効果】 心豊かな生活のための交流機会の提供 ○集会所建設等事業費補助事業 【内容】 集会所建設等に係る補助 【効果】 交流や生きがいづくりの場の確保	市          地域	誰もが暮らしやすい地域づくりに向けた取組であり、地域コミュニティの持続性の確保などへの効果は将来に及ぶものである。





	<p>○文書管理事業</p> <p>【内容】</p> <p>公文書の整理・保管</p> <p>公文書保管施設の維持管理</p> <p>【効果】</p> <p>公文書の適正管理</p>	市	
--	---	---	--

議案第51号

財産の無償貸付けについて

次のとおり財産を無償貸付けしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年9月2日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

1 貸付けする財産の表示

建物（旧松尾小学校）

所在地	種別	延床面積（㎡）
さぬき市大川町田面字王子103番1	ランチルーム棟	668.00
さぬき市大川町田面字王子125番	教室棟①	875.00
さぬき市大川町田面字王子125番	教室棟②	183.00
さぬき市大川町田面字王子125番	管理棟	698.00
さぬき市大川町田面字王子125番	渡り廊下棟	40.00
さぬき市大川町田面字王子125番	用務員室棟	109.00
さぬき市大川町田面字王子130番1	屋内運動場	934.00
計		3,507.00

2 貸付けの相手方  
所在地 高松市池田町1208番地1  
名称 有限会社長尾農産  
代表者 代表取締役社長 長尾 香壽美

3 貸付けの期間 令和3年11月1日～令和8年10月31日